日調連発第１９５号
令和６年９月２７日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士電子証明書の発行手続に係る問合せについて（お願い）

2014年（平成26年）10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書（以下「電子証明書」という。）の発行を開始しておりますが、同認証局が発行している電子証明書の有効期間は発行日から5年となっております。そのため、2019年（令和元年）に発行した電子証明書は有効期間の満了を迎えることから、現在電子証明書の発行手続が集中しており、それに伴い当連合会への電話による問合せが増加しております。

そこで、当連合会としましては、今後も電子証明書の円滑な発行に努めてまいりますが、会員の理解と協力も必要であると考えております。

つきましては、当連合へ発行手続に係る問合せをする際は会報「土地家屋調査士」5月号、及び当連合会ウェブサイト「会員の広場」内の「オンライン申請関係」ページに掲載されている「よくある質問」を一読するよう貴会会員へ周知いただきたくよろしくお願いします。

また、電子証明書のダウンロード方法については、下記のヘルプデスクに問合せをするよう併せて周知をお願いします。

記

１　会員の広場　オンライン申請関係（セコムパスポートfor G-ID）よくあるご質問
https://www.chosashi.or.jp/members/repository/faq/

２　土地家屋調査士電子証明書ヘルプデスク
電話：0570-057-789
メールアドレス：gid-tochi@secom.co.jp
（受付：平日9：30～12：00及び13：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く。）2026年1月31日まで）

以上

お知らせ

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年) 10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2024年(令和6年) 8月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、次の要領で電子証明書を発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や失効の手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にのっとって手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人は、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問い合わせください。
(https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html)

1　有効な電子証明書をお持ちの方

電子証明書は2024年8月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書をお持ちの方は、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地又は住所に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)へ返送願います。

連合会ウェブサイトの利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、連合会又は所属会から当該会員に連絡をします。

審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2024年8月から発行手続を行います。2024年7月から2024年12月は、発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。

② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。

③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

④ 電子証明書及びPINコードは、再発行することができません。取扱いには十分ご注意ください。

2　電子証明書をお持ちでない方

2024年7月から同年12月にかけて、発行までに通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト(https://www.chosashi.or.jp/members/repository/)の会員の広場内のオンライン申請関係(セコムパスポートfor-G-ID)利用申込書送付からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は、連合会又は所属会から当該会員に連絡をします。

審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常は1～2週間程度が目安となりますが、上述のとおり2024年7月から同年12月にかけては通常よりも大幅に時間が掛かる場合があります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

3　留意事項

(1) 住所・氏名等に変更があった方

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士法第14条に基づく土地家屋調査士登録事項変更の手続をお願いします。

(2) 本人限定郵便について

電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な情報が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

なお、本人限定郵便に同封されているPINコードは5年間使用するものですので、なくさないよう大切に保管してください。

(3) ダウンロードした電子証明書及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、ダウンロードした電子証明書や自宅に送付されるPINコードを紛失された場合、電子証明書の失効手続後、新たに発行する手続が必要となります(発行負担金が改めて掛かります。)。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。